

令和7年度 第2回 清里区地域協議会次第

日時：令和7年5月22日（木）

午後6時30分から

会場：清里コミュニティプラザ

3階 多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報告事項

- ・農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について

5 自主的な審議

- ・坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化について
- ・子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備について

6 その他

- ・令和7年度 4区地域協議会委員合同研修会の開催（案）について

日時：令和7年7月11日（金）午後3時00分から

会場：中郷区

- ・令和7年度 第3回清里区地域協議会の開催（案）について

日時：令和7年7月24日（木）午後6時30分から

会場：清里コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

7 閉 会

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」について

令和7年 月

板倉区総合事務所 産業グループ

1 地域計画策定の経緯

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、令和5～6年度の2か年をかけて、全国の市町村で策定に取り組んできました。

当市においては、令和5年11月から令和6年12月まで、市内25地区で農業者等による協議の場（地域懇談会）を開催し、地域の課題と今後の営農体制の方向性の共有、10年後の農地の将来像（目標地図）の話し合いを行ってきました。

当市における地域計画の概要

(1) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画

（ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、隣接する他区に含める）

(2) 地域懇談会の参加者

地域の中心的な農業者（認定農業者等）、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、農業委員会、市

(3) 結果の公表等

- ・協議の実施状況・・・市ホームページで公表
- ・地域計画の公表・・・令和7年4月1日に全計画を公告（市ホームページでも公表）

2 各区での地域懇談会の開催

～令和5年度末（令和6年3月末）	～令和6年度上期（令和6年8月末）	～令和6年度下期（令和6年12月末）
高士区 谷浜・桑取区 柿崎区 吉川区 名立区	金谷区 春日区 三郷区 和田区 大島区 牧区 大潟区	新道区 諏訪区 津有区 有田区 保倉区 北諏訪区 安塚区 浦川原区 頸城区 中郷区 板倉区 清里区 三和区

（主な意見・課題）

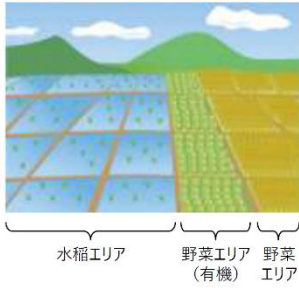
- ・ 担い手不足や法人の後継者不足、農地の集約の必要性、農業用施設の老朽化。
- ・ 多面的機能を有する水田等について、その機能を発揮できるように、農業者以外の草刈りや用水普請などへの参加。
- ・ 担い手だけでは農地の維持はできない。草刈りや用水普請などは、やはり集落の方からやってもらわないと、担い手の手が回らない。
- ・ 個人で農業を続けていくのはもう限界がある。機械類も高騰しており、個人で買うのは無理。法人化などの取組はすぐに必要。
- ・ 集落の方から、高齢化により、草刈りや用水普請がもうできないので、担い手にやってもらいたいという話が出ている。
- ・ 現在、認定農業者などの担い手になっている者でも、高齢化しており、10年後にはリタイアしていることが濃厚。10年後を想像すること自体が難しい。
- ・ 昭和の時代には場整備をしたところは、農業施設が機能しなくなってきており、再整備が必要。
- ・ 20年ほど前から法人化が進んできたが、法人化した経営体も、後継者がいない。

3 今後の地域計画の管理について

地域計画は、一度作って終わりではなく、今後も見直しを行い、内容をブラッシュアップしていくことが求められています。

当市では、年に1回、各地区の中心的な担い手を集め、協議の場（地域懇談会）を開催し、「地域計画の記載内容に変更が必要な点がないか」「農地の集約化が図られるほ場がないか」などの視点から協議を行い、地域計画と目標地図のブラッシュアップ（効率的な農地利用の推進）を図っていく方針です（必要に応じて、地域計画の変更公告を行います）。

地域計画の変更が必要なケース

農業上の利用 (事後の変更可)	地域の農業の将来の在り方等	- 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 - 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)	農地の集約化 
	農業を担う者	新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け ☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要	
	農業用施設	農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け	
	軽微な変更	- 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 - 実質的な変更を伴わない変更 例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など ☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能	
農業外の利用 (事前の変更要)	農地の転用	公共用地や農家住宅等に供するための転用 ☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更 ※ 一時転用の場合は変更不要	

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)
地域名 (地域内農業集落名)	清里区 (菅原、岡野町、荒牧、上深澤、上田島、馬屋、塩曽根、今曾根、南田中、武士、上稲塚、青柳、梨窪、鶯澤、上中條、鈴倉、寺脇、東戸野、棚田、北野・水草、梨平、赤池)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	696 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	696 ha
② 田の面積	627 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	33 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	104 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は、上越市の南東部に位置し、櫛池川、別所川及び雁平川と国営幹線用水路に囲まれた農業地帯で、山間部から平野部まで28集落が広がっており、基幹作物である水稻を中心に営農が展開されている。

令和6年12月31日現在の人口は2,326人、世帯数は878世帯、高齢化率は40.0%となっており、今後6年後に約4ポイントの上昇が見込まれ、また、農業従事者も2020年から10年後には半減すると推計される中、担い手の確保と、地域内外の担い手への農地の集積・集約化が喫緊の課題となっている。加えて、農業用施設の老朽化に悩まされており、早期の改善が望まれている。また、中山間地域においては、役員のなり手不足やイノシシ等による鳥獣被害も発生しており、営農継続に不安要素を抱えている。

このようなことから、持続的な農地利用を確保していくためには、地域で定期的に利用状況を確認し、まずは地域内の担い手(認定農業者や農業法人)と連携を図りながら、将来へ受け継いでいく農地を維持していく仕組みづくり(一農場化計画)を引き続き推進していくと同時に、圃場整備事業を活用した農業用施設の機能強化を図る必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地域の平野部については、農業と共に生活する担い手の確保・育成を図るため、状況に応じて圃場整備による大区画化を進め、法人化や農地集積を図るほか、地域の主要作物である水稻の安定生産を維持するとともに、農業所得の向上を図るため、高収益作物との複合経営を推進する。

一方、中山間地域においては農業を維持していくため、地域の主要作物である水稻を安定的に生産するとともに、農業所得の向上を図るため、そばやオースタムポエムや加工なす等との複合営農を推進していく。

また、労働力不足に対応していくため、地域内の担い手はもとより、意欲ある地域外の農業法人等への農地の集積・集約化を進めるなど、地域内外の多様な人材の確保・育成を進めながら地域農業を維持していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
圃場整備を契機とした法人化を始め、地区内外の担い手(認定農業者や新規就農者など)の計画的な規模拡大につながるよう、地域と連携して農地の集積・集約化を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	75.9	%	将来の目標とする集積率
			90.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手同士の農地交換等を通じて、農地の効率的な利用を促進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
地区内の担い手(認定農業者や新規就農者など)の計画的な規模拡大につながるよう、清里農業公社が地域と連携して農地の集積・集約化を進めている。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農業経営の縮小や離農、農作業の効率化による農地の交換などの際は、農地中間管理機構を活用し、農地の最適化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
多様な担い手のニーズを踏まえ、地域や関係者の意向を確認した中で、国・県補助事業等を活用し、農地の大区画化等の基盤整備を進めている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
(有)グリーンファーム清里が中心となり、農業関係機関・団体と連携し、農地の確保や栽培技術の指導、各種補助制度を活用した支援など、相談から定住までの幅広い取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業の効率化や労働力不足の解消を図るため、必要に応じて地区内の農業法人等に農作業の一部を委託し、農地の継続的な利用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①中山間地域において、イノシシ等の被害を抑止するため、「電気柵による鳥獣の侵入防止」と「鳥獣が出没しにくい環境づくり」を地域全体で実践していく。
③圃場整備されたほ場を中心に、ドローン技術、リモコン草刈りなどのスマート農業を積極活用し、農作業の省力化に取り組む。
⑤ブドウや蕎麦、大根等を活かした商品開発や生産者と消費者をつなぐイベントの開催を通して地域農業の活性化を図っていく。
⑦災害時による被害拡大を回避するために水路を中心とした農業用施設の維持管理に努めていく。
⑨国外の飼料費高騰の最中、地元で飼料生産することで経費削減と農地の有効活用を図っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

清里区

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1 認 農		水稻、大豆、 園芸	39.3 ha	0.0 ha	水稻、大豆、 園芸	27.7 ha	0.0 ha	A	
2 認 農		水稻、施設野菜	259.6 ha	0.0 ha	水稻、施設野菜	231.4 ha	0.0 ha	B	
3 認 農		水稻、大豆、 酪農	17.5 ha	0.0 ha	水稻、大豆、 酪農	19.9 ha	0.0 ha	C	
4 認 農		水稻	17.6 ha	0.0 ha	水稻	32.7 ha	0.0 ha	D	
5 認 農		水稻、大豆、 園芸	21.5 ha	0.0 ha	水稻、大豆、 園芸	41.1 ha	0.0 ha	E	
6 認 農		水稻、そば	22.2 ha	0.0 ha	水稻、そば	24.3 ha	0.0 ha	F	
7 認 農		水稻	21.6 ha	0.0 ha	水稻	22.8 ha	0.0 ha	G	
8 認 農		水稻、大豆	22.8 ha	0.0 ha	水稻、大豆	19.4 ha	0.0 ha	H	
9 認 農		水稻、大豆	9.3 ha	0.0 ha	水稻、大豆	36.0 ha	0.0 ha	I	
10 認 農		水稻	4.0 ha	0.0 ha	水稻	11.3 ha	0.0 ha	J	
11 認 農		水稻、大豆	4.0 ha	0.0 ha	水稻、大豆	6.3 ha	0.0 ha	K	
12 認 農		水稻	17.3 ha	0.7 ha	水稻	14.7 ha	0.7 ha	L	
13 認 農		水稻	5.6 ha	0.0 ha	水稻	4.5 ha	0.0 ha	M	
14 認 農		水稻	6.1 ha	0.0 ha	水稻	5.3 ha	0.0 ha	N	
15 認 農		水稻、そば、 施設野菜	31.1 ha	0.0 ha	水稻、そば、 施設野菜	25.2 ha	0.0 ha	O	
16 認 農		水稻、そば、 施設野菜	17.0 ha	0.0 ha	水稻、そば、 施設野菜	12.8 ha	0.0 ha	P	
17 認 農		水稻、大豆	2.3 ha	0.0 ha	水稻、大豆	0.0 ha	0.0 ha	Q	
18 認 農		水稻	1.3 ha	0.5 ha	水稻	0.0 ha	0.5 ha	R	
19 利用者		水稻	0.0 ha	0.0 ha	水稻	10.2 ha	0.0 ha	S	
20 利用者		園芸、酪農	0.0 ha	0.0 ha	園芸、酪農	18.0 ha	0.0 ha	T	
21 認 農		水稻	0.7 ha	0.2 ha	水稻	2.5 ha	0.2 ha	W	
22 認 農		水稻	3.9 ha	0.0 ha	水稻	2.3 ha	0.0 ha	X	
23 認 農		水稻	0.0 ha	0.0 ha	水稻	8.0 ha	0.0 ha	U	
24 認 農		水稻	2.5 ha	0.0 ha	水稻	6.0 ha	0.0 ha	V	
計			527.0 ha	1.4 ha		582.6 ha	1.4 ha		

地域計画 清里区 櫛池地区
目標地図



凡例

地域内の農業を担う者

牧区上牧

D

1

M

X

0

B

N

0

F

1

P

A

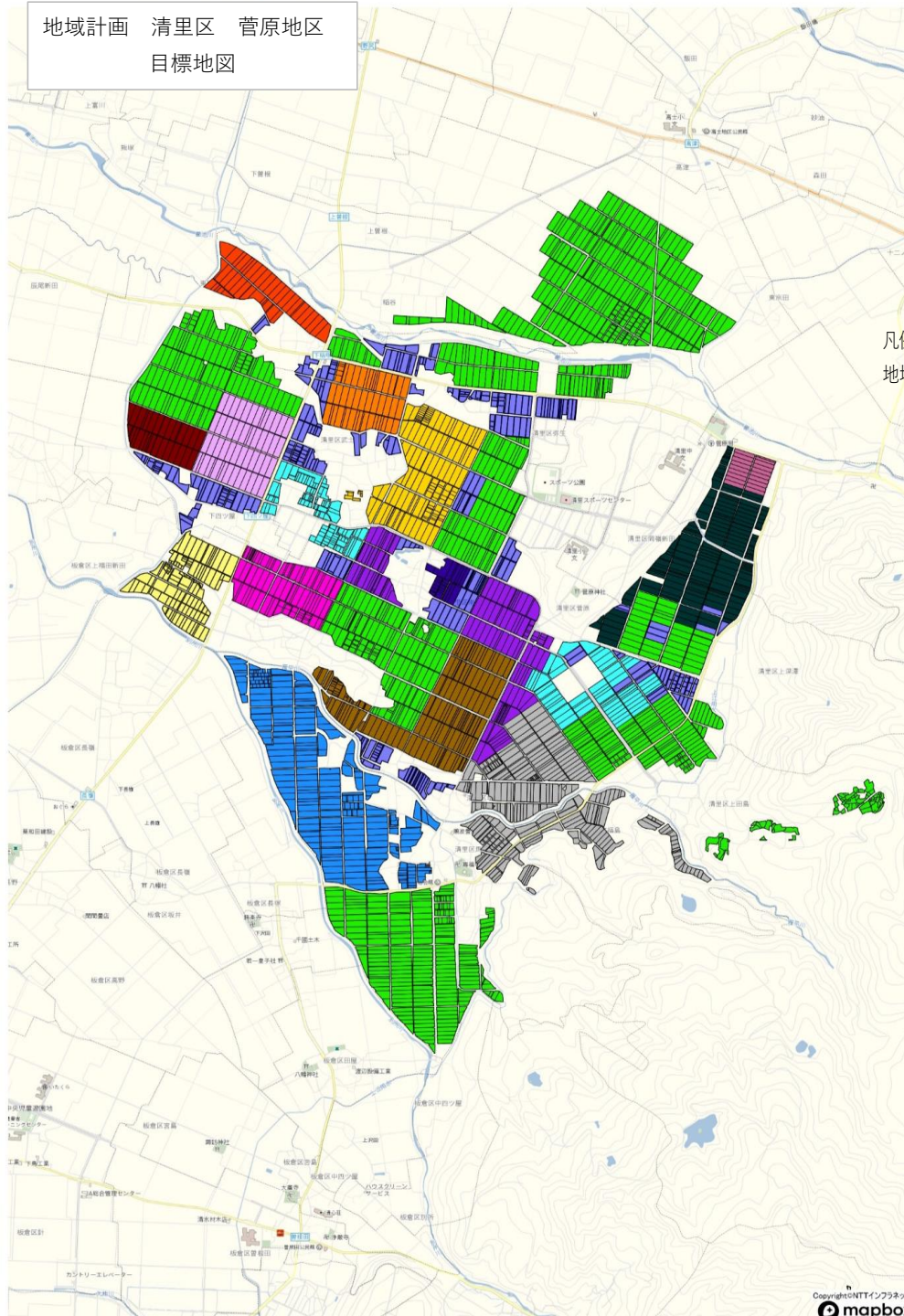
F

Y

1 : 10000

A horizontal number line with four tick marks. The tick marks are labeled 0, 251, 502, and 1005 from left to right.

地域計画 清里区 菅原地区
目標地図



凡例
地域内の農業を担う者

- U
- D
- I
- J
- C
- H
- K
- B
- V
- G
- W
- A
- E
- Z
- Y
- S
- T

1 : 8000

